

# 大気汚染防止法の見直しの概要について

---

# 大気汚染防止法の見直しの概要

【 ばい煙発生施設影響評価検討会報告書(令和3年3月30日)から抜粋 】

## ○経緯

『令和2年11月に内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検を受け、産業界から“バイオマス燃料のボイラーを同出力の石油ボイラーと比較すると、バイオマスが低発熱量燃料であることから、伝熱面積が大きくなってしまい規制対象となりやすく、コスト高につながっている、については燃焼能力による規制にすべき”との主旨の要望が出された。

このため、ばい煙発生施設影響評価検討会において、ボイラーの規制の見直しについて、環境保全の観点や地方公共団体の対応状況等も加味し精査しながら国で検討が行われた。』

# 大気汚染防止法の見直しの概要

【 ばい煙発生施設影響評価検討会報告書(令和3年3月30日)から抜粋 】

## ○大気汚染防止法におけるボイラー規制の概要

『伝熱面積等の規模要件については、排出ガス量と正の相関があることから、従来のばい煙発生施設の規模要件は伝熱面積が10 m<sup>2</sup>以上とされていた。

しかし昭和60年(1985年)に、多量の排出ガスを出すにもかかわらず従来の伝熱面積の要件では大気汚染防止法の規制対象とならない小型のボイラーが普及してきたことを受け、従来から規制対象とされているボイラーと同等以上の量の排出ガスを出すボイラーを新たに規制対象とするため規模要件の見直しを行った。

この規模要件の見直しについては、ボイラーの規模を示す指標として排出ガス量と一定の比例関係のある燃料使用量が適切であることから、従来の規制対象である伝熱面積が10 m<sup>2</sup>のボイラーの燃料使用量が、重油換算で1時間当たりほぼ50リットルであることを勘案して、「バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること」が追加された。』

# 大気汚染防止法の見直しの概要

【 ばい煙発生施設影響評価検討会報告書(令和3年3月30日)から抜粋 】

## ○検討結果

『伝熱面積と排出ガス量との関係については、規制開始当初は相関があったためにボイラーの規模を示す客観的指標として採用されていたが、現在では、技術革新により伝熱面積の規模要件未滿となるものでも排出ガス量が多いボイラーが開発・生産されるようになり、強い相関があるとはいえなくなっている。

そのため、伝熱面積を規模要件として規制することは公平さを欠くことが起こりうることから、大気汚染防止法に基づく全国一律の規制の規模要件として伝熱面積を用いることは必ずしも適切ではないと考えられる。

一方で燃焼能力と排出ガス量との関係については、強い相関がみられ、規模要件の指標としてより適切なものであると考えられる。』

# 大気汚染防止法の見直しの概要

【 ばい煙発生施設影響評価検討会報告書(令和3年3月30日)から抜粋 】

## ○検討結果

『規模要件を見直し、伝熱面積を無くした場合のばい煙排出量への影響は、多く見積もっても全体の2～4%程度の値である。

さらに、現在流通している伝熱面積10 m<sup>2</sup> 以上であってバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L未満のボイラーについては、燃料種のうち気体燃料又は液体燃料のものは、排出ガスの処理を行わなくとも大気汚染防止法で定める排出ガス基準を満たす性能のものの流通が一般的であること、同様の規模の木質バイオマスボイラーを含む固体燃焼ボイラーについては、一般的に排ガス処理装置が標準搭載されていることから今回の規模要件見直し案で規制の対象外となる施設からの排出ガスに含まれる大気汚染物質の量という点においても影響は大きくないと考えられる(※)。

以上のことから、ボイラーの届出規模要件のうち、伝熱面積の要件については無くすことが適当である。』

※報告書では、以下の記載もある

- ・伝熱面積10m<sup>2</sup>未満のボイラーにも排ガス処理装置が設置されているものもある。
- ・規制対象外となる新たな施設について、このとおりとなるかどうかについては、懸念が残ることに留意が必要。

# 大気汚染防止法の見直しの概要

【 ばい煙発生施設影響評価検討会報告書(令和3年3月30日)から抜粋 】

## ○検討結果

『伝熱面積の要件を無くした場合のばい煙排出量への影響については大きくないと考えられるものの、産業構造の違い等により地域によって差がある。

また、地方公共団体においては環境保全の観点から、当該地域の状況に合わせた規制や地元業者等の指導を行っているところも多く、こうした地方公共団体においては今般の規制見直し案を受けた条例の検討・見直し等が必要となり、これには多大な労力や時間を要すると考えられる。

よって、伝熱面積の要件を無くすにあたっては、こうした地方公共団体においても十分な対応がとれるよう、本検討結果に関する丁寧な説明を行うなど調整を図りながら進めていくことが必要である。』